

大館市・田代町任意合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 大館市・田代町任意合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、大館市・田代町任意合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、大館市・田代町任意合併協議会幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議及び調整を行うものとする。

(名称及び組織)

第3条 各専門部会の名称は、別表専門部会名の欄に掲げるとおりとし、同表関係所管課の欄に掲げる職にある者を委員として組織する。

2 各専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1人

(2) 副部会長 1人

3 部会長及び副部会長は、委員の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第4条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係職員等の出席)

第6条 専門部会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会の所掌事務の詳細について協議及び調整を行うため、専門部会に分科会を置くことができる。

2 分科会に関し必要な事項は、任意協議会の会長が別に定める。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会における協議及び調整の経過及び結果を幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部門において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月14日から施行する。

附 則(平成16年1月23日)

この規程は、平成16年1月23日から施行し、改正後の大館市・田代町任意合併協議会専門部会設置規程の規定は、平成15年12月27日から適用する。

別表(第3条関係)

専門部会委員

専門部会名	関係所管課	
	大館市	田代町
企画部会	企画部長 建設部長 企画振興課長 電算情報室長 都市計画課長 資源リサイクル対策室長	総務課長
財務部会	企画部長 総務部長 財政課長 契約検査課長 会計課長	総務課長 財務課長 税務課長 建設課長 出納室長
総務部会	総務部長 総務課長 職員課長 管財課長	総務課長 財務課長 住民課長 出納室長
税務部会	総務部長 税務課長 収納課長	税務課長 福祉保健課長
住民部会	企画部長 市民部長 資源リサイクル対策室長 市民課長 保険課長 保健センター所長 生活環境課長	財務課長 税務課長 住民課長 福祉保健課長 建設課長
福祉部会	市民部長 福祉課長 長寿支援課長	住民課長 福祉保健課長 保育園長
産業部会	産業部長 商工課長 観光物産課長 農林課長	財務課長 産業振興課長 建設課長
建設部会	建設部長 土木課長 都市計画課長 下水道課長 水道課長 工業用水道管理事務所長	財務課長 住民課長 産業振興課長 建設課長 生涯学習課長
教育部会	教育次長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 教育研究所長 中央公民館長 中央図書館長 入ボ一ツ課長	総務学校教育課長 生涯学習課長
議会事務局部会	議会事務局長	議会事務局長
選管事務局部会	選管事務局長	選管委員会書記長
農委事務局部会	農委事務局長	農委事務局長
監査事務局部会	監査委員事務局長	監査委員書記
病院部会	市立総合病院事務局長 市立総合病院企画課長 市立総合病院総務課長 市立総合病院医事課長	福祉保健課長